

鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年鹿屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3の8の項期間の欄中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。